

苅田町新庁舎モデルオフィスづくりに関する提案業務に係るプロポーザル審査方法、審査基準

1 審査方法

①選定委員会の各審査員は「2 審査基準」に示す審査対象項目ごとに、下表に基づいて5段階で審査し、得点化する。

②事務局は、全員の点数を合算し総合得点を算出する。

審査結果		得点化方法
A	とても良い	配点の100%
B	概ね良い	配点の80%
C	普通	配点の50%
D	やや不十分	配点の30%
E	不十分	配点の0%

2 審査基準（審査の着眼点）

審査対象項目	主眼・着眼点	配点
1 業務実施体制・スケジュール	・業務遂行のために必要な実施体制がとれているか。 ・業務実施スケジュールを適切かつ具体的に設定しているか。 ・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。	15点
2 レイアウト	・本事業の目的を効果的に達成できる提案内容になっているか。	30点
3 独自提案事項	・業務目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。	20点
4 業務実績	・過去に類似の業務実績があり、経験豊富であるか。	25点
5 見積価格の効率性※	・経費の内訳が効率的な見積もりとなっているか。	10点
合計		100点

※参考見積書の審査基準について

審査委員会は、見積金額を基に下記のとおり得点化する。

満点（10点）×（提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格）

なお、小数点第2位以下の端数が生じる場合は、小数点第2位を四捨五入する。

3 選定方法

審査はプレゼンテーションに参加した提案者のうち、2に示す評価項目を1に基づき委員ごとに採点し、すべての委員の点数が60点以上であった者のうち、全委員の合計点数が最も高い提案者を契約相手先候補者とする。合計点数が同点となった場合は、委員会の協議により選定する。

提案者が1事業者の場合、すべての委員の点数が60点以上であることをもって、当該事業者を契約相手先候補者として選定する。